

II-11 職員の勤務時間の割振りに係る規定

江田島市立中町小学校

(趣旨)

第1条 この規定は「江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則」に基づき、中町小学校に勤務する教職員の勤務時間の割り振り等に関し、必要な事項を定める。

(勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、次の通りとする。

- ・月曜日から金曜日まで、午前8時05分から午後4時35分まで

(休憩時間)

第3条 職員の休憩時間は次の通りとする。

- ・月曜日から金曜日まで、午前10時15分から午前10時30分までの15分間と午後0時55分から午後1時25分までの30分間の計45分間

(週休日)

第4条 土曜日及び日曜日を週休日とする。

第5条 学年始休業日及び夏季休業日並びに冬季休業日、学年末休業期間中

(登校日等を除く)

- ・勤務時間…第2条に同じ
- ・休憩時間…(月曜日から金曜日まで)

午後0時05分から午後0時50分までの45分間

(割り振り変更)

第6条 第5条の規定にかかわらず、校長は特別の必要がある場合には、勤務時間の割り振りの変更をすることができる。

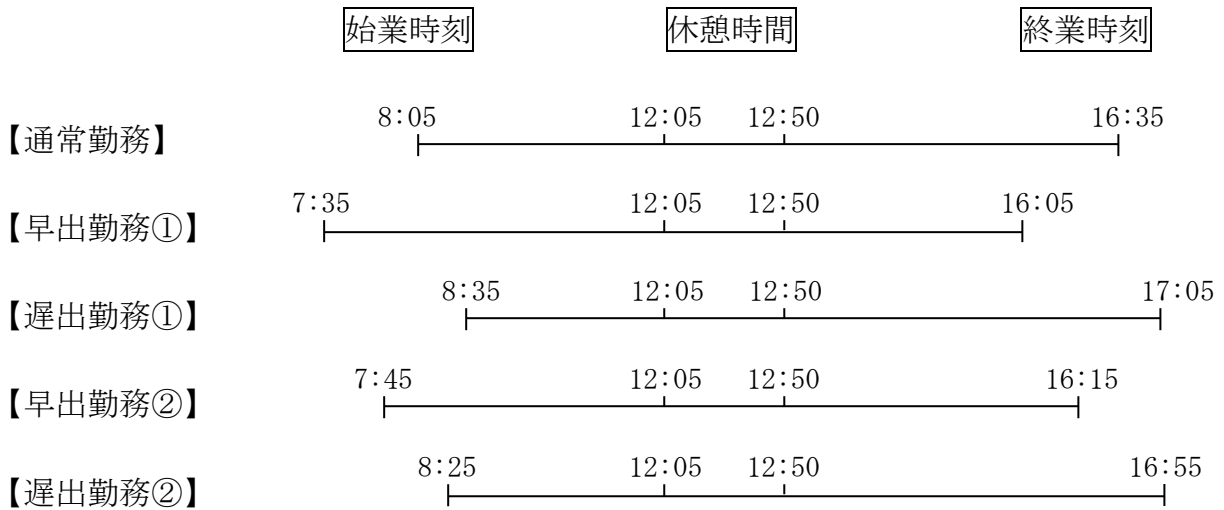
※ 前項の勤務時間の割り振りを変更する場合は、校長は少なくとも前週の終わりまでに、割り振りの変更を行う職員にその旨を周知させるものとする。

(早出遅出勤務の勤務時間)

第7条 職員の勤務时间及び休暇等に関する条例(平成7年広島県条例第5号)及び職員の勤務时间及び休暇等に関する規則(平成7年広島県人事委員会規則第1号)に規定する早出遅出勤務を希望する場合には、次の勤務時間の例から選択するものとする。

	始業時刻	休憩時間	終業時刻
【通常勤務】	8:05	10:15 10:30 12:55 13:25	16:35
【早出勤務①】	6:35	10:15 10:30 12:55 13:25	15:05
【遅出勤務①】	9:35	10:15 10:30 12:55 13:25	18:05
【早出勤務②】	7:35	10:15 10:30 12:55 13:25	16:05
【遅出勤務②】	8:35	10:15 10:30 12:55 13:25	17:05

<長期休業中における勤務時間の割り振り>



附則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

令和2年4月1日 一部改正

令和3年4月1日 一部改正

令和4年4月1日 一部改正